第二十五条の十三の六第一項中「又は非課税口座簡易開設届出書」を削り、同条第二項中「第三十七条の十四第十二項後段」を「第三十七条の十四第七項後段」に、「若しくは第二十一項第一号」を「、第二十一項第一号若しくは第二十七項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第九項後段の金融商品取引業者等の営業所の長、同条第十一項後段」を「第三十七条の十四第六項後段」に、「同条第二十五項後段」を「同条第二十項後段」に、「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十六項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第十七項、第二十項」を「第三十七条の十四第十五項」に、「第二十三項」を「第十八項」に改め、同条第五項中「非課税口座簡易開設届出書、非課税口座開設届出書、法第三十七条の十四第五項第七号に規定する」、「同項第八号に規定する」及び「、同条第六項各号の申請書（電磁的方法により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を削り、「同条第十八項」を「法第三十七条の十四第十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第十六項」に、「同条第二十七項各号」を「同条第二十二項各号」に改め、「（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」及び「又は第二十五項」を削り、「第二十五条の十三の二第一項後段」を「第二十五条の十三の二第一項前段」に改め、「、確認書」及び「、申請書」を削り、同条に次の一項を加える。

6　前項の届出書、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）には、電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改める。

第二十五条の十三の八第二項中「提出をいう」の下に「。第二十六項第二号において同じ」を加え、同条第八項第三号中「第十一条第一項各号」を「第十一条各号」に、「同号イに掲げる者」を「同項第三十四号に規定する扶養親族を有するもの」に、「寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第十二項第二号中「者は」の下に「、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出する」を「の提出（当該出国移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該出国移管依頼書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項、第十六項及び第三十一項において同じ。）をする」に改め、同項第四号中「を提出する」を「（以下この項において「未成年者帰国届出書」という。）の提出（当該未成年者帰国届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該未成年者帰国届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項において同じ。）をする」に改め、同項第五号中「前号の届出書を提出しなかつた」を「未成年者帰国届出書の提出をしなかつた」に改め、同条第十六項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第十七項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二十項中「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで」を「第三十二項から第三十四項まで及び第三十七項から第四十一項まで」に改め、「「非課税適用確認書」とあるのは「未成年者非課税適用確認書」と」を削り、同項の表第二十五条の十三第六項の項中「第三十七条の十四第五項第二号に」及び「第三十七条の十四の二第五項第二号ロに」の下に「規定する政令」を加え、同表第二十五条の十三第七項の項を次のように改める。

第二十五条の十三第七項	第三十七条の十四第五項第二号及び第六号	第三十七条の十四の二第五項第二号二及び第六号ロ
	非課税口座	未成年者口座又は課税未成年者口座

第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三第十二項（第十号を除く。）の項中「第十号」を「第十一号」に改め、「この項及び」の下に「第二十五項第四号ロ⑵並びに」を加え、同表第二十五条の十三第十二項第十号の項中「第二十五条の十三第十二項第十号」を「第二十五条の十三第十項」に、「累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「継続管理勘定」を「又は継続管理勘定」に改め、同表第二十五条の十三第十三項の項中「累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「継続管理勘定」を「又は継続管理勘定」に改め、同表第二十五条の十三第二十四項の項から第二十五条の十三第二十八項第一号及び第三十一項の項までを次のように改める。

第二十五条の十三第二十二項	第三十七条の十四第六項
	帰国届出書の提出を受ける
	帰国届出書の提出をする
第二十五条の十三第三十項	帰国届出書の提出
第二十五条の十三第三十四項	第三十七条の十四第八項（同条第二十五項
第二十五条の十三第三十七項	帰国届出書の提出
	帰国届出書に

第三十七条の十四の二第十二項	第三十七条の十四の二第十二項
申請書の提出（同項の申請書の同項に規定する提出をいう。以下この項、次項及び第三十七項において同じ。）を受ける	申請書の提出をする
法第三十七条の十四の二第十二項の申請書	申請書の提出
第三十七条の十四の二第十三項（同条第十七項	申請書の提出
法第三十七条の十四の二第十二項の申請書に	

第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十八項」に、「第三十七条の十四第三十二項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同表第二十五条の十三第三十四項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第三十七条の十四第二十七項」に、「第三十七条の十四第三十二項」を「第三十七条の十四第二十七項」に、「次条」を「次条第六項」に改め、同表第二十五条の十三第三十六項の項を削り、同表第二十五条の十三の二第四項の項中

当該非課税口座	当該未成年者口座

を

非課税口座が	
非課税口座に	

に改め、同表第二十五条の十三の二第五項の項中「第三十四項」を「第三十項」に、「第三十七条の十四第十三項又は第三十項において準用する同条第七項」を「第三十七条の十四第二十五項において準用する同条第八項」に改め、同表第二十五条の十三の三第一項の項中「第三十四項」を「第三十項」に、「同条第十三項又は第三十項において準用する同条第七項」を「同条第二十五項において準用する同条第八項」に改め、同表第二十五条の十三の六第二項の項中「第三十七条の十四第十二項後段」を「第三十七条の十四第七項後段」に、「若しくは第二十一項第一号」を「、第二十一項第一号若しくは第二十七項」に改め、同表第二十五条の十三第三十六項の項を次のように改める。

第二十五条の十三第三項	第三十七条の十四第六項後段
	第三十七条の十四の二第十五項後段
同条第二十項後段	同条第二十三項後段
第二十五条の十三第三十六項	第二十五条の十三の八第二十八項